



B50.61

/
54

昭和二十九年四月

人口問題研究所資料

人口問題審議會要覽

厚生省

目次

- 一、學生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）抄 一
- 二、人口問題審議会令（昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号） 三
- 三、人口問題審議会部会及び特別委員会規程 九
- 四、人口問題審議会委員名錄 一
- 五、人口問題審議会専門委員名錄 一五
- 六、人口問題審議会幹事名錄 一七
- 七、人口問題審議会第一部会名錄 一九
- 八、人口問題審議会第二部会名錄 二一
- 九、人口問題審議会人口白書に關する特別委員会名錄 二三

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）抄

第四条（抄）厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

（中略）

六、人口問題に関する事務

第三十九条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
人口問題審議会	人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮向に依りて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

（以下略）

2. 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他職員については、他の法律（これに基づく命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

人口問題審議会令（昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号）

内閣は、厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事項）

第一条 人口問題審議会（以下「審議会」という。）は関係各大臣の諮問に応じて、人口問題に関し左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項について関係各大臣に意見を述べらるものとする。

- 一、生活水準に関する事項
- 二、産業構造に関する事項
- 三、資源に関する事項
- 四、受胎調節に関する事項
- 五、国民の資質向上に関する事項
- 六、前各号に掲げるものの外、人口問題に関する重要事項

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2. 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員二十二人以内を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第三条 委員及び専門委員は、第一条各号に掲げる事項に関し、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

(任期)

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了ときは、返任するものとする。
(非常勤)

第五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 委員のうちから互選された者は、会長として会務を総理する。

二 会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行ふ。

(会議)

第七条 審議会は、会長が招集する。会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

二 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

三 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第九条 審議会の部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

第十条 審議会の部会において、その部会に属する委員のうちから互選された者は、

部会長として部会の事務を掌理する。

十一、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会に属する委員のうちから互選された

者が、その職務を行ふ。

(部会の会議)

第十二条 部会は、部会長が招集する。部会長は、部会に属する委員の四分の一以上

が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

十三、部会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行ふことが

できない。

十四、部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決す

るところによる。

十五、専門委員は、当該専門の事項につき、議事を開き、議決を行う場合には、前二項

の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第十二条 審議会に幹事十人以内を置くことができる。

二 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

三 幹事は、審議会の事務について行政機関との連絡にあたる。

四 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、厚生大臣官房総務課において処理する。

(雑則)

第十四条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が

定める。

附 則

一 この政令は、公布の日から施行する。

之 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。
第三系中第十一号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号
を加える。

十一、人口尙書審議会に関すること。

人口問題審議会部会及び特別委員会規程

(部会)

第一系 人口問題審議会令(昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号)第八系の規定に基づき、人口問題審議会に左の部会を置く。

一 第一部会

二 第二部会

一、第一部会(人口収容力に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

一 人口収容力に関する事項

二 人口の地域的分布に関する事項

三 生活水準に関する事項

第二部会(人口調整に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議す

る。

一、人口の量的調整に關する事項

二、人口の質的向上に關する事項

(特別委員会)

第二條 人口問題審議會令第十四條の規定に基き、前條に規定する部会の月か、人口問題審議會に、人口白書に關する特別委員会を置く。

二 前項の特別委員会においては、わが国人口の現状及び将来並びにわが国人口問題の所在点について検討し、人口に關する年次報告書を作成するものとする。

人口問題審議会委員名簿 (◎印付会長 ○印付会長代理)

番号 委員氏名 現職

1. 安藤 画一 慶応大学教授
2. 飯沼 一省 国土総合開発審議会之長
3. 石井 英之助 全国販売農業協同組合連合会之長
4. 石川 一 郎 経済団体連合会之長
5. 石坂 義三 東京芝浦電気株式会社之長
6. 一乃田 尚登 日本銀行総裁
7. 江口 美登苗 内閣官房副長官
8. 賀川 豊彦 中央児童福祉審議会委員
厚生事務次官
9. 水村 忠二郎 日本医師会会長
10. 黒澤 潤三 労働事務次官
11. 斎藤 邦吉 森林資源総合対策協議会之長
12. 世山 忠夫

13 沢田 節 哉 世界經濟調查会々長

14 沢 沢 敬 三 日本經濟者団体連盟特任理事

15 下 糸 康 磨 日本人口学会々長

◎ 16 下 村 宏 人口問題研究会顧問

17 寺 尾 琢 磨 慶応大学教授

○ 18 永 井 亨 人口問題研究会理事長

19 長 村 貞 一 經濟總論評次長

20 那 須 皓 東京大学名誉教授

21 野 村 兼 太郎 慶応大学教授

22 浜 口 雄 彦 東京銀行頭取

23 林 惠 海 東京大学教授

24 福 田 邦 一 二 東京大学教授

- 25 藤田 藤太郎 日本労組組合総評議会議長
- 26 藤林 敬三 慶応大学教授
- 27 本田 親男 毎日新聞社人口問題調査会々長
- 28 前田 多内 日本育英会々長
- 29 松岡 駒吉 日本労組組合総同盟顧問
- 30 宮崎 太一 前厚生事務次官
- 31 村瀬 直養 日本中小企業団体連盟顧問
- 32 村田 省蔵 大阪商船株式会社相談役
- 33 村山 道雄 山形県知事
- 34 森田 慶三 一橋大学教授
- 35 諸井 貢一 秩父セメント社長
- 36 矢野 一郎 第一生命社長
- 37 山際 正道 日本輸出入銀行副総裁

35 山 高 山 中央児童福祉審議会委員

37 山 中 篤太郎 一橋大学政振

40 山 本 杉 中央教育審議会委員

人口問題審議會專門委員名簿 (五十音順)

專門委員氏名

現

取

任

稻葉秀三 國民經濟研究協會理事長

岡崎文規 人口問題研究所長

加用信文 農林省農業総合研究所次長兼調査部長

北岡寿逸 国学院大学教授

古屋芳雄 国立公衆衛生院之長

館 裕 検 人口問題研究所庶務部長

本多龍雄 人口問題研究所調査部長

美濃口 時次郎 名古屋大学教授

山口 正義 厚生省公衆衛生局長

人口問題審議會幹事名表 (官制順)

幹事氏名

現

出

田上辰雄 内閣總理大臣官房審議室統括幹事官

川瀨 健治 經濟審議會總務部企画課長

石井 喬 外務省欧米局移民課長事務取扱

吉田 信邦 大藏省大臣官房文書課長

小山 進次郎 厚生省大臣官房總務課長

鎔 稔 厚生省人口問題研究所總務部長

田中 覺 農林省大臣官房調査課長

秋山 武夫 通商産業省大臣官房總務課長

堀 秀夫 勞働省大臣官房總務課長

人口問題審議会第一部会各員 (○印は部会長)

○那須 皓 委員

飯沼 一 省 委員

石井 英之助 委員

賀川 豊彦 委員

笹山 忠夫 委員

下村 玄 委員

沢田 節 敬 委員

寺尾 琢 磨 委員

長村 與 一 委員

林 惠 海 委員

藤田 藤太郎 委員

藤林 敬三 委員

前田多門 委員

村瀬直養 委員

永井亨 委員

村田省藏 委員

村山道雄 委員

森田優三 委員

山際正道 委員

山中篤太郎 委員

稻葉秀三 専門委員

岡崎文規 専門委員

加用信文 専門委員

館 総 専門委員

本 多 龍 雄 專 門 委 員
美 濃 口 時 次 郎 專 門 委 員

人口問題審議会第二部会名簿（〇は部会長）

〇永井 亨 委員

安藤 画一 委員

下条 康麿 委員

下村 宏 委員

黒澤 潤三 委員

寺尾 琢磨 委員

茨口 雄彦 委員

福田 邦三 委員

松岡 駒吉 委員

宮崎 太一 委員

矢野 一朗 委員

山高 しげり 委員

山本 杉 委員

岡崎 文規 専門委員

北岡 寿逸 専門委員

古星 芳雄 専門委員

錦 稔 専門委員

本多 龍雄 専門委員

山口 正義 専門委員

人口問題審議會人口白書に關する特別委員會名表（○印は委員長）

○ 下村 宏 委員長

寺尾 琢 委員

永井 亨 委員

長村 貞一 委員

藤林 敬三 委員

森田 慶三 委員

山中 篤太郎 委員

稲葉 弁三 専門委員

岡崎 文規 専門委員

加用 信文 専門委員

北岡 寿遠 専門委員

館
檢
專門委員

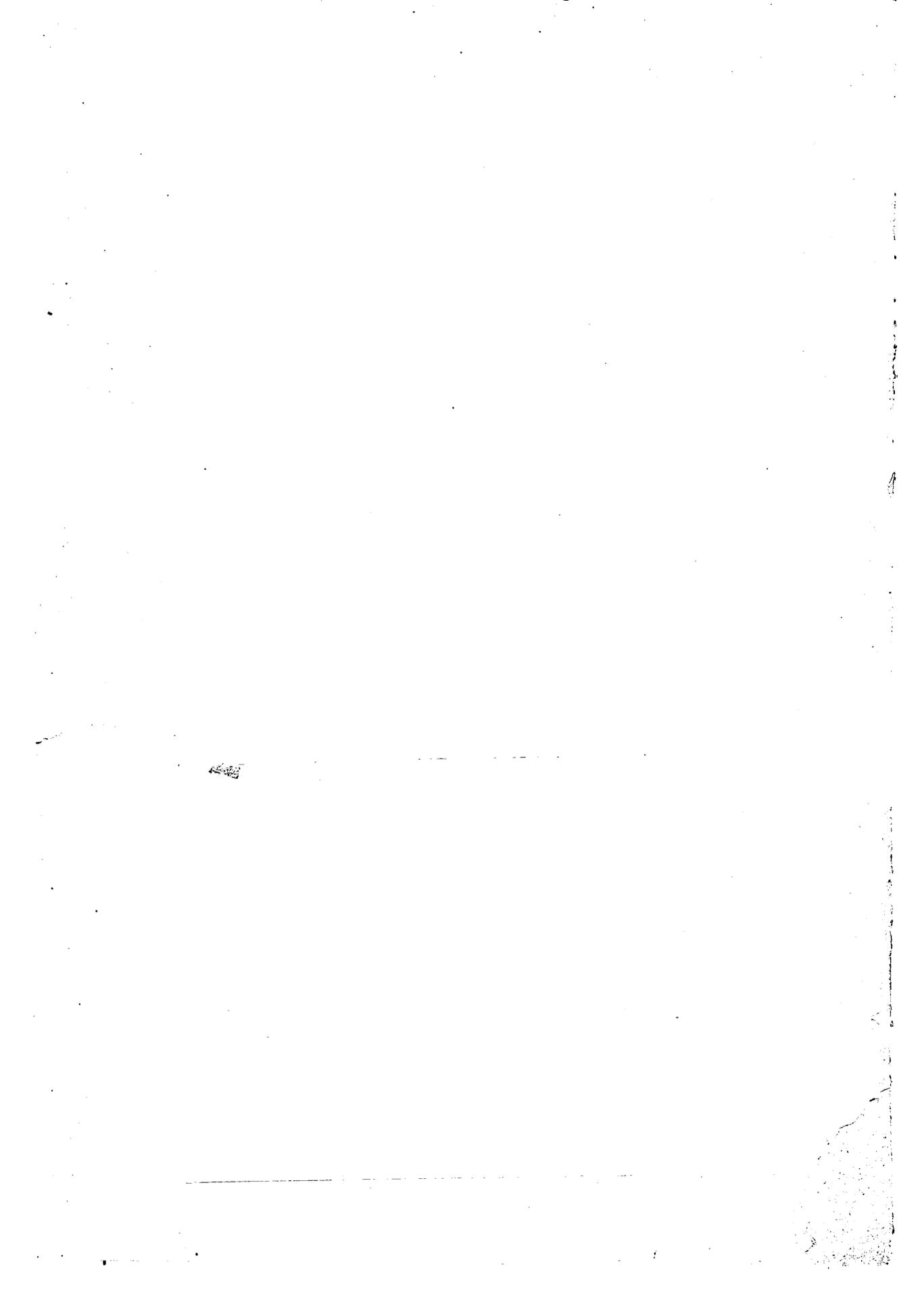
本
多
龍
雄
專門委員

美濃口
時次郎
專門委員

外

乙





国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 4 6